

政府管掌健康保険及び全国健康保険管掌健康保険の単年度収支イメージ(医療分)

(単位：億円)

		平成19年度 決算ベース	平成20年度 (見直し)	平成21年度 (概算要求ベース)
収 入	保 険 料 収 入	62,677	62,900	63,900 ~ 65,700
	国 庫 補 助 等	8,201	9,100	9,700
	そ の 他	174	200	500
	計	71,052	72,200	74,100 ~ 75,900
支 出	保 険 給 付 費	42,683	43,800	44,900
	老 人 保 健 拠 出 金	17,712	2,000	0
	前 期 高 齢 者 納 付 金	—	9,400	10,500
	後 期 高 齢 者 支 援 金	—	13,100	15,300
	退 職 者 給 付 拠 出 金	11,028	4,500	3,600
	そ の 他	1,020	1,400	1,500
計	72,442	74,200	75,900	
単 年 度 収 支 差		▲ 1,390	▲ 1,900	▲1,800 ~ 0
事 業 運 営 安 定 資 金 残 高		3,690	1,800	0 ~ 1,800

(注1) 単年度の実質的な財政状況を表すため、保険料収入によらずに一般会計からの繰入れで償還するものとされている累積債務に係る諸経費等を除外している。

(注2) 平成20年度以降の全国健康保険協会管掌健康保険分については、従来の政府管掌健康保険の単年度収支と同様の手法で作成したものである。

(注3) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(注4) 今後全国健康保険協会の予算の策定において変動があり得る。

(注5) 収入の国庫補助等において、平成20年度には財政支援金収入1,000億円、平成21年度は予算編成過程における別途検討事項とされた特例措置の取扱いに係る経費1,000億円を含む。

## 保険料率関係

### 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

（保険料率）

第 160 条 （略）

2 （略）

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第 52 条第 1 号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）のうち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額（当該支部被保険者に係る療養の給付等に関する第 153 条第一項の規定による国庫補助の額を除く。）に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

二 保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く。）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額（第 153 条及び第 154 条の規定による国庫補助の額（前号の国庫補助の額を除く。）並びに第 173 条の規定による拠出金の額を除く。）に総報酬按分率（当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

三 保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第 154 条の 2 の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第 151 条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

## 準備金関係

### 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

（準備金）

第 160 条の 2 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

### 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）

（準備金の積立て）

第 46 条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（法第 153 条及び第 154 条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の 12 分の 1 に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

2 （略）